

(議案その五)

平成十九年二月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

平成19年 2月22日

島根県知事 澄 田 信 義

第81号議案 島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例 1

第81号議案

島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例

(設置)

第1条 県及び市町村が障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の円滑な運用を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、島根県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、県が国から交付を受ける障害者自立支援対策臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

